

平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ナガオカ
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久
(コード：6239、東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長 楯本 智也
(TEL 0725-21-5750)

社内調査委員会の調査報告書受領及び再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 9 日に開示いたしました「過年度の決算処理に係る調査委員会の設置及び今後の方針に関するお知らせ」のとおり、本日社内調査委員会から調査報告書を受領し、平成 27 年 6 月期の決算において不適切な会計処理がおこなわれたことから、平成 27 年 6 月期から平成 30 年 6 月期第 1 四半期までの決算短信等の訂正が必要であると判明いたしました。これを受けて、当社は、過年度の決算短信等の訂正を行うことを決議したため、訂正に至った経緯、理由及び訂正内容、発生原因並びに本日併せて決議いたしました再発防止策等についてお知らせいたします。

1. 社内調査委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりです。

委員長 弁護士 中井 康之 (堂島法律事務所 当社社外取締役)
委員 弁護士 池田 裕彦 (弁護士法人大江橋法律事務所)
委員 公認会計士 植田 益司 (マイスター公認会計士共同事務所)

また、調査にあたり、富山聡子弁護士、柳勝久弁護士 (いずれも、堂島法律事務所)、後岡伸哉弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所) 及び松山元浩公認会計士を補助者としております。当委員会を構成する委員及び補助者は、いずれも、調査対象となった工事案件に関与しておりません。

2. 決算短信等の訂正に至った経緯、理由及び訂正内容

(1) 平成 29 年 5 月 10 日に開示しました「たな卸資産評価損及び貸倒引当金の計上並びに通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にある、マレーシア・ケランタン州浄水場案件とマレーシア・サバ州浄水場案件 (以下、これらを総称して「マレーシア案件」といいます。) は、工事進行基準を適用し、進捗に応じて売上高を計上していましたが、事象として記載されている「政治動向の影響でプロジェクトが進展していない」、「用地買収が遅延している」等の状況を勘案すると、平成 27 年 6 月期当時において、工事進行基準の対象工事とするには適用要件が整っていないのではないかと疑義を認識いたしました。そこで当社は、平成 29 年 11 月 16 日開催の取締役会において社内調査委員会の設置を決議し、同年 12 月 15 日に同委員会が組成されたことから、同年 12 月 18

日同委員会に対し、以下の事項に関する調査を委嘱しました。

- ① 平成 27 年 6 月期に売上計上したマレーシアの工事案件について、工事進行基準に基づき売上計上したことの当否
- ② 工事進行基準適用案件のうち、大阪府内浄水場案件の更新に伴う浄水処理施設新設工事（以下、「大阪府内浄水場案件」といいます。）では、外注費に含まれる材料費の割合が大きく、内訳に材料費の記載があったものの、社内ルールに従い、当該材料費も含めた外注金額を社内レートで除することにより直接作業時間数（※）に換算していたことから、直接作業時間数の算定並びに工事進捗率の合理性の当否
- ③ 平成 25 年 6 月期から平成 29 年 6 月期までの期間において、マレーシア案件以外に、売上計上に関して修正を要する工事案件の有無

（※）「直接作業時間数」とは、製品の製作に費やす作業時間であり、手待ち時間等は含まない作業時間数のことです。当社は、工事進行基準適用案件に係る工事の進捗率の見積りを、直接作業時間比率を用いて行っておりました。

（2）平成 30 年 2 月 14 日に社内調査委員会より、以下の調査結果を受領しております。

- ① マレーシア案件に関し、平成 27 年 6 月当時、当社は、工事進捗に係る成果の确实性に疑義を呈する事実を認識しており、工事の進捗部分の成果が信頼性を持って見積もることができる状況ではなかったにもかかわらず、平成 27 年 6 月期において工事進行基準に基づいて収益計上を行ったものであり、不適切な会計処理である。したがって、当該案件の収益計上額を過年度から遡及して修正すべきである。
- ② 工事進行基準に基づく売上計上に関し、直接作業時間に基づいて工事進捗度を算出すること、外注先の作業時間を、外注費÷社内レートで算出すること、その際社内レートを 4,600 円としていること、外注費に材料費を含めて計算することについては、直ちに合理性を欠くものとはいえない。もっとも、大阪府内浄水場案件については、当社の通常のプラントと比較し、大規模かつ長期にわたるプロジェクトであり、工事原価に占める材料費部分が多いという特殊性を鑑みて、実際の原価発生と対比して、進捗度の見積方法の見直しを実施すべきであったにもかかわらず、かかる見直しをすることなく安易に収益計上したことは不適切な会計処理である。したがって、当該工事の原価発生実態を適切に管理し、直接作業時間とは関連性のない材料費部分の請求高を外注出来高請求額から除外して工事進捗度の見直しを行い、当該案件の収益計上額を過年度から遡及して修正すべきである。
- ③ これらの案件以外に、売上計上に関して修正を要する工事案件は確認できなかった。

（3）以上の調査結果を踏まえ、当社は、マレーシア案件及び大阪府内浄水場案件に関して売上計上した会計処理を修正するとともに、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行なうものです。

3. 訂正内容

訂正の内容につきましては、本日付で公表いたしました「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおりです。

4. 発生原因

(1) マレーシア案件について

① 平成 27 年 6 月期（上場期）での売上計上を志向していたこと

当社は、平成 27 年 6 月期における上場を目指しており、事業計画において織り込んだ売上、収益計上の達成に全社的に取り組んでいました。

マレーシア案件も、事業計画の中で、売上計上が織り込まれていた案件であるところ、発注元である現地水道局担当者、発注元からの受注を担う現地代理店やコンサルタントからは、当社の技術が、発注元が採用する設計仕様に取り入れられている（すなわち、当社技術が「スペックイン」されている）旨報告がされておりました。当社としても、発注元から公表される入札資料を確認したわけではなかったものの、このような報告を受け、当社の技術がスペックインされたものと認識し、入札が実施されれば、当社が確実に工事を受注することができるものと判断しておりました。

また、平成 27 年 6 月、当社から代理店に対して注文書の発行を要請し、かかる要請に基づき、代理店から当社に対して注文書が発行されておりましたが、代理店も自社のリスクで工事を発注する意向を示していたほか、代理店自身、当社の技術がスペックインされたものと判断しており、事実、代理店から当該注文書に基づく代金の一部も支払われていたことから、当社においては、将来確実に受注できると認識し、工事進行基準に基づく売上を計上しました。

しかしながら、発注元であるマレーシア政府や州による工事入札が平成 27 年 6 月中に実施されておらず、プロジェクトが遅延している状況にあった以上、工事進行基準に基づく売上を計上することができない工事案件であり、当社は、こうしたプロジェクトの進捗状況を把握しながら、売上計上したものです。当社は、当時、上場に向けた売上、収益計上の達成のため、全社的に取り組んでいたところであり、マレーシア案件の売上を計上した理由として、平成 27 年 6 月期での上場のために売上や収益を維持する点にあったことは、否定しがたいものと認識しております。

② 管理部門による牽制機能が発揮されなかったこと

マレーシア案件は、入札が実施されておらず、プロジェクトが遅延している中で、平成 27 年 6 月に代理店より注文書の発行を受け、結果として不適切な会計処理が行われたものです。こうした事態を防止するため、管理部門においては、営業部門に対する牽制機能を発揮することが求められております。しかしながら、管理部門からは、プロジェクト関係者に対し、契約後工事は進んでおらず、納入は早くても同年末から翌年になることが見込まれるものの、平成 27 年 6 月期での売上計上を見込んで、同年 3 月に製作開始する営業方針である旨を記載したメールが送信されるなどしており、管理部門が、営業部門の売上方針を追認する姿勢を有していたものと考えております。

平成 27 年当時、当社は、上場に向けた売上、収益計上の達成のため、全社的に取り

組んでいたこともあり、当社における営業部門の影響力が強く、営業部門に対する管理部門の牽制機能が、十分に発揮されていたとはいえ、この点も、不適切な会計処理がなされた要因と認識しております。

③ 会計基準に関する知見が十分でなかったこと

マレーシア案件については、収益認識にあたり、元請業者が入札により発注元から工事を受注しておらず、プロジェクトの進捗が遅れており、工事進行基準の適用要件となる収益の確実性を満たさない状態で、工事進行基準に基づき、平成 27 年 6 月期に売上計上されたものです。

この点、当社前代表取締役や、前営業本部長を含む当社関係者においては、入札が実施されておらず、プロジェクトが遅延していたことについて、情報が共有されていたものの、当社の技術がスペックインされている旨代理店から報告されていること等から、入札時期が遅れても当社が工事を確実に受注でき売上になると轻信し、工事進行基準による売上計上を行ったものです。当社関係者において工事進行基準に関する適切な理解がなされていなかったことも、不適切な会計処理が行われるに至った要因と認識しております。

(2) 大阪府内浄水場案件について

当社の従前からの主力事業であったエネルギー事業では、工事を外注する際、材料費はほとんどかからず、発生する費用はほぼ加工費のみでしたが、近時、成長戦略の柱として案件が増加してきている水事業においては、通常の請負形態として外注先が材料費を負担するケースも想定されるようになりました。補助材料などの軽微な材料費が含まれる範囲では、作業時間で進捗管理をしても、進捗率の算定にほとんど影響を与えるものではありませんが、大阪府内浄水場案件のようにプロジェクト規模が大きく長期にわたり、重要な主材料費も外注出来高に含まれる場合は、作業時間と実際の進捗度との間で大きな乖離が生じることになります。

当社は、水事業の外注先の進捗管理について、エネルギー事業で用いていた方法（すなわち、原価ではなく作業時間で進捗管理する方法）を、特段の検証をしないまま採用していました。その結果、加工費と別に多額の材料費が計上されている大阪府内浄水場案件において、作業時間で管理した進捗度と実際の進捗度との間に大きな乖離が生じるに至ったものと認識しております。

5. 当社が既に行い又は行おうとしている再発防止策及び法令遵守体制の整備状況

(1) コンプライアンス意識の徹底

当社においては、平成 29 年 2 月の代表取締役交代以降、職務分掌規程の改訂と周知、職務権限規程の見直しを実施し、各本部間の牽制強化を図ると同時に、営業本部主体であった体質の改善を行っています。具体的には、以下のとおり規程を改訂しております。

- ・平成 29 年 4 月 13 日（木） 印章・署名管理規程改訂
- ・平成 29 年 6 月 13 日（火） 職務権限規程改訂

- ・平成 29 年 7 月 13 日（木） 安全保障貿易管理規定改定
- ・平成 29 年 8 月 25 日（金） 職務権限規程改訂
- ・平成 29 年 9 月 13 日（金） ナガオカ会計処理方針規程改訂
- ・平成 29 年 9 月 4 日（月） 工事進行基準処理要領改定（管理本部長決裁）
- ・平成 29 年 10 月 13 日（金） 業務分掌規程改訂
- ・平成 29 年 11 月 10 日（金） 内部通報規程改訂
- ・平成 30 年 1 月 16 日（火） 与信管理規程改訂

また、平成 29 年 6 月の年度方針発表会において、現代表取締役社長が、「規律」「責任」といったコンプライアンス意識の徹底を管理職全員に伝えています。

さらに、本件を契機に、全役職員に対してコンプライアンス研修を定期的実施するなど、今後、コンプライアンス意識維持・向上のための措置を講じていくことを予定しております。

（2）会計基準に関する理解の浸透

当社において、本件訂正報告書等の提出を余儀なくされた理由として、会計基準に関する理解が十分でなかったことが挙げられます。この点、当社においては、平成 29 年 6 月期以降に受注した案件について、工事進行基準の適用の可否に関するチェックリストを作成し、当該リストに基づいて、工事進行基準の要件充足性を判断することとしております。また、本件における問題が把握された後、工事進行基準に関する研修を行い、工事進行基準適用可否の判定表をアップデートし、工事の途中でも要件が変われば、再判定することや、工事進行基準の業務フローを新規に製作し、関連部署の役割を明確にするなど、改善に向けた取組みを実施しております。

今後も、工事進行基準の適用という点にとどまらず、会計基準全般に関して正しい理解を浸透させるため、社内研修や業務フローの構築といった取組みを継続するとともに、内部統制上の不備ないしその兆候が見られた場合には、適時適切に、その改善を図っていく所存です。

なお、工事進捗度の算出に関し、材料費の受払管理を徹底し、棚卸時の実在庫と帳簿在庫の差異の発生について管理できる体制が整備されてきたことから、工事進行基準の進捗率の見積方法についても、「直接作業時間比率」から「原価比例法」に変更しております。したがって、今後、大阪府内浄水場案件において見られるような乖離が生じる可能性はないものと考えております。

（3）営業部門と管理部門との関係の適正化

マレーシア案件に係る不適切な会計処理の要因として、管理部門が営業部門の売上方針を受け入れ、適切に牽制機能を発揮できなかったことが挙げられます。この点、すでに、当時の代表取締役や営業本部長（取締役）のほか、管理本部長（取締役）や管理部長など、当時の経営陣は退任又は退職し、現体制のもとで業務が行われており、コンプライアンスを重視する社内風土が醸成されつつあるものと認識しております。

管理部門の牽制機能に関し、職務権限規程においては、規程の遵守を改めて認識させる

ため、本部長より下位の従業員の権限を縮小し、当該従業員に権限を与えられると判断できるまでは権限を付与しないこととするなど、権限者の絞込みを行っています。また、稟議書についても、営業部門の思い過ごしを防止するため、記載内容に決裁に必要な項目内容が網羅されているか等のチェックを管理本部で行うことを徹底するとともに、指導を行っています。さらに、海外案件向けの契約関係について、従来よりも細部に亘る契約条件を網羅した契約書を作成することとしたほか、注文書入手前の先行手配や製作も、原則禁止とする運用を徹底しています。

さらに、当社においてイレギュラーな事象が生じた場合には、前広に管理本部から監査等委員会に対して報告するなど、社外取締役との連携を強化しております。

今後も、管理部門による牽制機能を適切に発揮すべく、行き過ぎた利益優先の営業行為に歯止めがかかる体制としていく所存です。

(4) 内部通報窓口の活用

当社では、現在、社内窓口として内部監査担当者を通報窓口とした内部通報制度が設けられています（なお、平成27年6月期から平成29年6月期までの通報件数は1件です）。

今後、幅広い情報収集のため、内部通報制度及び窓口の存在を周知するほか、具体的な活用例などを含めた制度利用に関する研修を実施するなどの措置を講じることにより、同制度を活用していく所存です。

(5) その他の内部統制上の改善状況について

以上のほか、債権管理に関し、案件別に週報レベルで回収状況を管理本部から営業部門に対して報告することで、回収の見える化を行い、問題案件を顕在化させるとともに、滞留債権の減少につなげています。

また、平成30年6月期は、財務報告にかかる内部統制報告が監査対象となる初年度でもあることから、統制環境やリスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、ITへの対応の各項目について、整備状況の評価を平成29年11月に行うと同時に、販売プロセス・購買プロセスの業務フロー・業務記述書・RCMの見直しを行っています。

以上